

## ◎商品取引所法及び商品投資に係る事

### 業の規制に関する法律の一部を改正

#### する法律 (平成二十二年七月一日法律第七四号)

#### 一、提案理由 (平成二十二年六月一日・衆議院経済産業委員会)

○二階国務大臣 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、原油や穀物などの商品の価格が不安定化し、事業環境の先行きが一段と不透明感を強めております。このような中、原材料となる商品の価格をあらかじめ確定させ、商品価格の乱高下が事業に及ぼす影響を回避する手段を提供する商品先物市場は、産業インフラとしての重要性が高まっております。

しかしながら、我が国の商品取引所は、過去五年間で出来高が三分の一になるなど十分に活用されておらず、事業者にとつての使い勝手を改善することが求められております。また、国境を越えた取引が活発に行われるようになるなど商品先物市場

の構造が大きく変化する中、商品の価格が実体経済の需給を踏まえた公正なものとなるよう、商品先物市場の透明性を向上させることが国際的に求められています。加えて、個人の利用者が行う商品先物取引については、仲介業者に対する規制が整備されていない取引所外の取引や海外取引所での取引において、利用者トラブルが急増しています。

こうした課題の解決を図り、商品取引所の産業インフラとしての価値を高めるとともに、利用者の取引の安全を確保するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、使いやすい商品先物市場を実現します。

取引所が、その創意工夫により、事業者等のニーズを踏まえた品ぞろえや関連サービスを行うことができる必要があります。また、そのための方法として、国内外の取引所との資本連携や金融商品取引所との相互乗り入れを可能とする必要があります。このため、商品取引所の専業義務を緩和し、業務範囲を拡大するとともに、商品取引所の議決権の保有制限を見直します。

また、商品取引所法と海外先物法を一本化し、商品先物取引を行う場が国内外であっても、また、商品取引所の内外であっても、統一した規制体系にすることにより、事業者等が多様な

商品先物取引を安全に行い得る環境を構築します。なお、これに伴い、商品取引所法の名称を商品先物取引法に改めます。

第二に、透明性の高い商品先物市場を実現します。

市場が複雑化し、相場を人為的に上下させる相場操縦行為の手法が複雑化していることに対応し、相場操縦行為の処罰範囲を拡大するとともに、海外当局との情報交換手続を整備することにより、国際的に協力して市場を監視できる仕組みとします。また、商品取引所の相場が実体経済の需給と離れて異常な過熱を示すような場合には、主務大臣が証拠金の引き上げ等の多様な是正措置を命じることができるようにすることにより、相場の不安定化を防止します。

第三に、トラブルのない商品先物市場を実現します。

利用者トラブルが急増している取引所外の取引や海外先物取引について、新たに参入規制を導入するとともに、行為規制を強化します。一方で、商品先物取引を行う利用者の能力に合わせ、仲介業者に対する規制の程度に強弱を設ける、いわゆるプロ・アマ規制を導入することで、利用者の保護とともに商品先物市場の活性化を実現します。さらに、特にトラブルが多い取引分野については、顧客から要請されない勧誘行為そのものを禁止します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十二年六月一八日)

○東順治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨今の資源価格の不安定化等による影響を回避する必要性が増す一方、商品先物市場における利用者トラブルの急増といった状況に対処するため、使いやすい、透明、トラブルがないといった条件を満たす商品先物市場の実現を図ろうとするものであります。

その主な内容は、まず、商品取引所法と海外先物法を一本化し、すき間のない制度をつくとともに、トラブルの多い取引分野に参入規制を導入し、とかく苦情が絶えない一般人への勧誘に対する規制を強化するなど、利用者トラブルの根絶を図ろうとするものであります。

本案は、去る六月九日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十七日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年六月一七日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。さらに、施行後一年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時機を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。

なお、商品先物取引の経験のない個人や、理解が不十分になりやすい高齢者などが勧誘された時、取引の初期段階に被害を受けやすい近年の状況を踏まえ、廃業を前提とした駆け込み的な、悪質で強引な勧誘(特に取引の初期段階においては電話勧誘など)から一般個人を保護するよう、立入検査、

処分等を含め迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

二 国際競争力強化の観点から、国内商品取引所の経営努力を一層促すとともに、多様な商品取引を一元的に行いうる仕組み(クロスマーケット)の導入など市場の魅力を総合的に高めるよう、引き続き努力を払うこと。また、我が国においては、現状では商品、証券及び金融商品それぞれについて別々の清算機構(クリアリングハウス)が設置されているが、今後、国際的な動向に照らし、海外の「プロ」事業者の日本市場への参入を促すためにも、商品・証券・金融の縦割りの構造を取り払った共通清算方式の導入を促すなど、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、市場横断的な利用者に対する利便性向上に努めること。

三 実需からかけはなれた価格形成により、我が国中小企業などの事業者の経営に悪影響が及ぶことのないよう、健全な取引市場の機能確保に万全を期するとともに、国際的な監視体制の強化に適切に対応しうるよう、農林水産省及び経済産業省は連携の在り方にさらに検討を加えつつ、管理・監督体制の充実を図ること。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二十二年七月三日)

○櫻井充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

商品先物市場を取り巻く環境は、世界では規模が拡大しておりますが、日本国内では縮小するという極めて厳しい状況にございます。その理由は幾つかございますが、個人投資家の割合が多い、それから商品の品ぞろえが少ない、それから利便性の問題、様々な点がござりますが、もう一つ、トラブルが多いという、この点が極めて大きな問題で、投資家として投資している市場かどうか極めて信頼に欠ける点がございます。

その最大の証拠として、国家公務員の共済がござりますが、この共済の投資先に入っております。この問題を解決しない限りは、ここの市場の活性化はあり得ない、これは三年前から議論されておりました、特に財政金融委員会では委員各位だけではなく、その当時の公明党の松あきら経済産業副大臣及び自由民主党の小斉平農水省政務官からも、商品先物に関しての不招請勧誘の禁止を盛り込むべきではないかと、そういう意見もありましたが、残念ながらその当時見送られ、今回の改正に至っております。

委員会におきましては、商品先物市場の規模が世界的に拡大しているにもかかわらず、我が国の市場規模が縮小している原因とそれへの対応、商品先物取引をめぐるトラブルの現状と解決に向けた具体的な方策、特に不招請勧誘の禁止の対象をすべ

ての取引に拡大する必要性、また、この点に関しては、迷惑電話勧誘登録制度を提案された議員もございまして、大臣は前向きに検討するという御答弁もいただいております。

また、今後の商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れの実現に向けた取組、不当な相場操縦行為等を防止するため、海外当局や他省庁との連携を強化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十二年七月二日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 ロコ・ロンドンまがい取引などの取引所外取引や海外商品先物取引をめぐるトラブルが急増していることにかんがみ、不招請勧誘を禁止する規定においては、当面、一般委託者を相手方とするすべての取引所外取引及び初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。

また、本法施行後一年以内を用途に、規制の効果及び被害の実態等を踏まえて政令指定の対象を見直し、必要に応じて適宜適切に一般委託者を相手方とするすべての取引に対象範囲を拡大すること。

さらに、商品先物取引未経験者や高齢者等の被害状況を踏まえ、悪質業者に対しては、警察等の関係機関と連携しつつ、立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

二 商品取引におけるプロ・アマ規制の導入に当たっては、委託者保護の観点からプロ・アマを区別する基準を明確に定めるとともに、本来アマであるべき委託者がプロとして扱われないよう十分配慮すること。

三 商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れについては、商品市場の国際競争力を強化する観点から、商品取引所の経営努力を一層促すとともに、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、多様な商品取引を一元的に行う仕組みの導入や商品取引清算機関と金融商品取引清算機関において共通の清算方式に基づく共同決済機関の創設の検討を促すなど利用者の利便性向上及び市場の活性化に向けた取組を支援すること。

四 商品市場の透明性を向上させることが重要であることにか

んがみ、実需とかい離した不当な価格形成により中小企業等の事業者が悪影響が及ぶことがないよう、相場操縦行為等に対する規制を強化するなど市場の公正な価格形成機能の確保に万全を期するとともに、農林水産省、経済産業省及び金融庁は緊密に連携しつつ、専門人材の確保と監視能力の向上を図るなど国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めること。

右決議する。